

第2期武豊町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案) 第3次武豊町男女共同参画プラン(案)

▶ 問合せ 役場企画政策課

■計画概要

①第2期武豊町まち・ひと・しごと創生総合戦略
我が国の人口は2008年をピークに減少傾向となっており、今後急速に進む人口減少と少子高齢化にどう対応していくかが課題となっています。本計画では、本町の人口を2060年までに40,000人維持することを将来目標として、今後5年間で戦略的に取り組む事業・取組を掲げており、まち・ひと・しごとの好循環による地方創生の実現を目指します。

②第3次武豊町男女共同参画プラン

本計画は、男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、総合的かつ計画的に施策を推進するためのものです。平成23年3月に策定された「第2次武豊町男女共同参画プラン」が令和2年度に計画期間が終了することから、今後も引き続き取り組むべき課題や、社会情勢等、新たな時代の要請を踏まえ、計画の改定を行います。

■計画の期間

- ①令和3年度～7年度の5年間
- ②令和3年度～12年度の10年間

■意見の提出方法

募集期間

12月7日(月)～3年1月6日(水)

※企画政策課窓口に提出の場合は、役場開庁時のみ
資料の閲覧

役場企画政策課窓口、町ホームページ

提出方法

郵送、FAX、メールまたは役場企画政策課窓口に直接提出してください。 ※任意様式
〒470-2392 字長尾山2 役場企画政策課

☎72-1111 FAX72-1115

メール kikaku@town.taketoyo.lg.jp

※意見を提出する際は、計画名、住所(所在地)、氏名(名称および代表者の氏名)、電話番号および応募資格を明記してください

※個々のご意見等に直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください

武豊町空き家等対策計画(案)

▶ 問合せ 役場防災交通課

■計画概要

「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「武豊町空き家等対策計画」を策定し、本町の取り組むべき対策を示しました。地域資源としての有効活用を促進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを本計画の目的とします。

■計画の期間

令和3年度～12年度の10年間

不良住宅となっている空き家解体費の補助金制度があります。

詳しくは、広報たけとよ4月1日号をご確認するか、役場都市計画課までお問合せください。

■意見の提出方法

募集期間

12月7日(月)～3年1月6日(水)

※防災交通課窓口に提出の場合は、役場開庁時のみ
資料の閲覧

役場防災交通課窓口、町ホームページ

提出方法

郵送、FAX、メールまたは役場防災交通課窓口に直接提出してください。 ※任意様式
〒470-2392 字長尾山2 役場防災交通課

☎72-1111 FAX73-0001

メール bosai@town.taketoyo.lg.jp

※意見を提出する際は、計画名、住所(所在地)、氏名(名称および代表者の氏名)、電話番号および応募資格を明記してください

※個々のご意見等に直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください

第6期武豊町障がい福祉計画・ 第2期武豊町障がい児福祉計画(案)

第8期武豊町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画(案)

▶ 問合せ 役場福祉課

■計画概要

①第6期武豊町障がい福祉計画・ 第2期武豊町障がい児福祉計画

本計画は、障害福祉サービス等の見込量と提供体制を確保するための方針を定めるものです。障がいのある人等が利用する障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービスを始め、地域生活への移行や就労支援についても定めています。

②第8期武豊町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画

本計画は、介護保険サービスの事業見込み等から3年間の介護保険料額を設定するほか、介護を必要とする高齢者だけでなく、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けられるための地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、健康維持や生きがいづくり等について、幅広く定めています。



共通事項

■応募資格

- (1) 町内に住所がある人
- (2) 町内に事務所・事業所がある人・法人・その他団体
- (3) 町内の事務所・事業所に勤めている人
- (4) 町内の学校に在学している人
- (5) 武豊町に納税義務のある人・法人・その他団体
- (6) 意見募集する計画案について利害関係のある人・法人・その他団体

パブリックコメント
意見募集の一覧は、
右記QRコードから
ご確認ください

